

2018年11月  
No.18-131a(全)

## 検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、2018年10月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1031第2号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が別記のとおり改正され2018年11月1日より適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

## ■「検査実施料」の留意事項改正

### ● 検査方法が追加された項目

点数 区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
<b>D009 腫瘍マーカー</b>					
26	ヒト精巣上体蛋白 4 (HE4)	ECLIA 法	200	生化学Ⅱ 144	*

[注] 下線部が追加変更されました。

\* : 「26」のヒト精巣上体蛋白 4 は、CLIA 法又は ECLIA 法により測定した場合に算定できる。

### ● 検査方法が追加された項目

点数 区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
<b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b>					
2	クラミジア・トラコマチス核酸検出	TRC 法	204	微生物 150	*
	淋菌核酸検出				
4	淋菌及びクラミジア・トラコマチス 同時核酸検出	TRC 法	286		

[注] 下線部が追加変更されました。

\* : 「2」クラミジア・トラコマチス核酸検出

イ PCR 法、LCR 法、ハイブリッドキャプチャー法若しくは TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA 法又は TRC 法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。

「2」淋菌核酸検出

イ DNA プローブ法、LCR 法による増幅と EIA 法による検出を組み合わせた方法、PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA 法、TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法又は TRC 法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA 法、PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法又は TRC 法においては咽頭からの検体も算定できる。

「4」淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出

イ TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法、PCR 法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA 法又は TRC 法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法、SDA 法、PCR 法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又は TRC 法においては咽頭からの検体も算定できる。